

【第3号議案】

令和7年度地域公共交通計画認定申請書（案）について (2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

1 制度の概要

地域内フィーダー系統とは、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線である。この地域内フィーダー系統に対する国の支援制度として、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金がある。この制度では、幹線系統を補完する赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対して、その一部が補助される。

この制度の活用のためには、市で策定した地域公共交通計画において、補助対象となる系統について記載されている必要がある。また、地域公共交通計画の本体に位置付けている事項以外については、計画の「別紙」をこれまでの生活交通確保維持改善計画に変えて、毎年度提出する必要がある。

※地域内フィーダー系統に対し、複数の市町村をまたがる広域的な路線が地域間幹線系統である。

2 令和7年度地域公共交通計画認定申請書（案）の概要

- ・対象運行系統（これまでの生活交通確保維持改善計画から変更なし）
市街地循環バス（あやめバス）：全ての運行系統（申請番号(1)～(7)）
川東コミュニティバス：一部の運行系統（申請番号(8)～(13)）
- ・対象運行期間 令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
- ・協議資料 地域公共交通計画認定申請書、表1・5・8、系統図、時刻表等

3 令和7年度事業の目標について

	あやめバス	川東コミュニティバス
年間利用者数	72,500人	47,000人
収支率	20.4%	9.4%
財政負担額	729円/年・人	

- ・年間利用者数は、あやめバスは新発田市地域公共交通計画ではR4の現況値67,068人に対し、R10の目標値を78,000人としていることから、R7の目標値を72,500人とする。川東コミュニティバスは前年度を下回らないことを目標とし、R5の年間利用者数は46,693人だったことから、R7の目標値を47,000人とする。
- ・収支率は現状を下回らないことを目標とし、R5の実績値をR7の目標値とする。
- ・財政負担額も現状を下回らないことを目標とし、新発田市地域公共交通計画では、あやめバスと川東コミュニティバスを合わせたR4の現況値729円/年・人に対し、R10の目標値を729円/年・人としていることから、R7の目標値も同様に729円/年・人とする。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 新発田市地域公共交通活性化協議会
住 所 新潟県新発田市中心町 3 丁目 3 番 3 号
代表者氏名 会 長 伊 藤 純 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通確保維持事業 詳細
 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

令和 年 月 日

(名称) 新発田市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新発田市の公共交通は、市内と市外とを結ぶ幹線で広域的な役割を担う広域路線（羽越本線（鉄道）、白新線（鉄道）、木崎線（路線バス））を軸に、新発田駅を交通結節点として、市域内に広範にわたる鉄道、路線バス、コミュニティバス等により放射状に広がっており、これらの公共交通のうち、広域路線に通じる幹線路線（路線バス、新発田市コミュニティバス、川東コミュニティバス、松浦地区デマンド乗合タクシー、豊浦地域公共交通、五十公野～赤谷地区公共交通、加治川地域公共交通、紫雲寺地域公共交通）と中心市街地路線（市街地循環バス（あやめバス））が広域路線の支線の役割を果たしている。こうした新発田駅を交通結節点とした公共交通網の整備により、「新発田市都市計画マスタープラン」に示すように、中心市街地の各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源への市内外からのアクセス性の確保や回遊性の向上を図り、新発田市街地中心部の「都市拠点」としての機能を高めている。

当市における公共交通を取り巻く現状としては、少子化により高校生のコミュニティバス利用者数が減少している一方で、学校統廃合に伴う児童生徒の移動手段の確保が求められている。また、高齢者の運転免許証の返納が増える中、高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保も求められている。さらに、新興住宅地や新たな商業施設など、まちの変化に対応した新たな公共交通が求められている。一方で、近年バスやタクシーの運転手不足が深刻化しており、これまで以上に公共交通の維持・確保が難しい状況となっている。

こうした中、広域路線の支線の役割を果たしている路線のうち、「あやめバス」は、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。また、「川東コミュニティバス」は、川東地区と市中心部を結ぶ地域住民の日常生活を支える重要な路線であるとともに、川東小・中学校の通学手段としても欠かせない路線となっている。

このことから、地域公共交通確保維持事業により、将来に渡ってあやめバスと川東コミュニティバスの安定した運行の確保・維持を図る必要がある。（新発田市地域公共交通計画（以下「計画」という。）P47、49参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・年間利用者数の目標値を以下のように設定する。

[あやめバス]

年間利用者数を新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度の水準まで回復させることを目標とする。新発田市地域公共交通計画ではR4の現況値67,068人に対し、R10の目標値を78,000人としていることから、R7の目標値を72,500人とする。（計画P51参照）

[川東コミュニティバス]

H30の年間利用者数は48,704人だったが、その後は減少・増加があり、前年度を下回らないことを目標とする。R5の年間利用者数は46,693人だったため、R7の目標値を47,000人とする。（計画P52参照）

・収支率が現状を下回らないことを目標とする。（計画P53参照）

[あやめバス]

R5の収支率が20.4%だったため、R7の目標値を20.4%以上とする。

[川東コミュニティバス]

R5の収支率が9.4%だったため、R7の目標値を9.4%以上とする。

※収支率：総収入（現金＋回数券＋定期券）÷運行経費（車両施設整備費含）×100

・財政負担額が現状を下回らないことを目標とする。
 新発田市地域公共交通計画では、あやめバスと川東コミュニティバスを合わせたR4の現況値729円/年・人に対し、R10の目標値を729円/年・人としていることから、R7の目標値も同様に729円/年・人とする。(計画P52参照)

(2) 事業の効果

[あやめバス]

当市中心市街地における各公共施設や商業施設、医療機関といった施設などへのアクセス性の確保と回遊性の向上が図られる。

[川東コミュニティバス]

川東地区における自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等の交通弱者の日常生活の移動ニーズに応じた移動手段と川東小・中学校への通学手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

施策1 市外を結ぶ公共交通の維持・利便性向上(計画P56~57参照)

・市外を結ぶ公共交通の維持

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、関係市町、交通事業者

施策2 周辺地域から市街地への移動手段の維持・確保(計画P57~58参照)

・市街地にアクセスしやすい移動手段の確保

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、交通事業者

施策3 市街地内における移動利便性の向上(計画P59~60参照)

・市街地内で移動しやすい環境の維持

・市街地循環(あやめ)バスの運行ルート見直しに向けた検討

施策の実施主体 国、新潟県、新発田市、交通事業者

施策4 地域で地域の公共交通を守るしくみの維持(計画P60~61参照)

・数値目標の達成状況に応じて増減便する仕組みの導入検討

・周辺地区における公共交通の現状把握及び方向性を検討する部会の継続実施

施策の実施主体 新発田市、交通事業者、地域住民

施策5 市民の公共交通に対する理解度向上と利用促進(計画P61~63参照)

・公共交通の乗り方・運行内容の周知

・公共交通に関心をもってもらうイベントの実施

・待合環境の整備

・キャッシュレス決済の利便性向上

施策の実施主体 新発田市、交通事業者

施策6 わかりやすい情報提供(計画P64~66参照)

・既存システムを活用したバス位置情報の提供路線拡大

・「わたしの時刻表」の作成による乗り継ぎ情報の提供

施策の実施主体 新発田市、交通事業者

施策7 輸送資源の総動員及び新技術による利便性向上・効率化(計画P66~67参照)

・通学に対応したコミュニティバスの運行継続

施策の実施主体 新発田市、交通事業者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るあやめバス及び川東コミュニティバスについて、その運行に係る費用総額のうち、新発田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・バス運行事業者及び市が行う乗降調査 ・バス運行事業者からの毎月提出される利用状況報告
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>[川東コミュニティバス]</p> <p>平成26年から運行している川東コミュニティバスの車両5台は、修繕を繰り返している状況であり、その都度代車運行をしている。より安全な運行を行うために車両の入れ替えを行う必要がある。</p> <p>令和5年10月に5台のうち1台の入れ替えを行った。</p>
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
<p>[川東コミュニティバス]</p> <p>燃料費・修繕費等運行に係る経費の削減【年間収支率（収入に対する経費の割合の改善）収支率9.1%以上とする。（R4実績9.1%）】</p> <p>※R5にバスの入れ替えを行ったため、R4の実績を基準とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>[川東コミュニティバス]</p> <p>高齢者や学生等の通院、買い物、通学などの市内中心部での移動手段を確保し、地域活性化、地域経済活性化につなげる。</p> <p>また、新規車両にすることで、燃費の向上、修繕費の削減で効率的な運行を図る。</p>

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
表 8 を添付。 本事業に要する費用については、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を新発田市が負担することとしている。	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
[川東コミュニティバス]	
①年々修繕費がかかる車両を入れ替えることで1台分の修繕費削減が見込める。 R5 修繕費実績（5台分）：3,804,830円、R4 修繕費実績（5台分）：6,212,605円、 R3 修繕費実績（5台分）：1,320,481円、R2 修繕費実績（5台分）：3,230,534円、 R1 修繕費実績（5台分）：986,618円	
②代替車両を活用した利用促進策 ・ノンステップバスの導入により、高齢者や障がいのある方に対して利用しやすい環境を整備する。 ・利用者のニーズに合わせた運行ダイヤ・路線の見直し。	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成23年5月27日	事業内容、費用負担、計画全般について協議し、合意を得た。 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。 あやめバス、川東地区の見直しについて協議し、合意を得た。 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、地域協働推進事業計画について協議し、合意を得た。 事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・平成24年2月14日	
・平成24年5月31日	
・平成25年5月31日	
・平成25年11月7日	
・平成26年2月18日	
・平成26年6月24日	

・平成27年2月17日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成27年6月5日	事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。
・平成28年2月17日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成28年4月13日 付け書面協議	都市計画道路「島潟荒町線」供用開始に伴う運行区間の変更について協議し、合意を得た。
・平成28年4月22日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成28年5月26日	事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。
・平成28年10月6日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成29年3月22日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議、合意を得た。
・平成29年6月23日	新発田市地域公共交通網形成計画の策定による地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成29年8月23日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・平成29年10月19日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・平成30年6月19日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・平成30年12月20日 付け書面協議	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・平成31年3月25日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・令和元年6月27日	事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。
・令和元年8月23日	地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。
・令和元年12月20日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和2年7月28日 付け書面協議	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和2年8月25日	地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、合意を得た。
・令和2年12月17日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和3年6月24日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和3年7月20日	豊浦地域公共交通の運行見直しについて協議し、合意を得た。
・令和3年12月27日	地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和4年3月29日	令和4年度事業計画案及び予算案について協議し、合意を得た。
・令和4年6月29日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和4年12月21日	地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和5年3月28日	地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得た。
・令和5年6月26日	地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。
・令和5年7月10日 付け書面協議	令和5年度新発田市生活交通改善事業計画案について協議し、合意を得た。
・令和5年9月26日 付け書面協議	加治川地域公共交通の運行開始に伴う予算の補正及び豊浦地域公共交通の運行内容変更について協議し、合意を得た。

・令和5年10月25日	地域内公共交通網形成計画の進捗状況、地域内公共交通計画の素案について協議し、合意を得た。
・令和5年12月25日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について協議し、合意を得た。
・令和6年3月27日	新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について協議し、合意を得た。
・令和6年5月17日付 け書面協議	川東コミュニティバスの運行内容変更について協議し、合意を得た。
・令和6年6月24日	令和7年度地域公共交通計画認定申請書(案)について協議し、合意を得た。

19. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会、運行地区代表者から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、定期的にバスに乘車し、利用者への聴き取り調査を行うなど、利用者ニーズの把握を行っている。

川東コミュニティバスについては、地域住民で構成される川東地区自治連合会の川東地区コミュニティバス検討部会において、利用促進の取組や運行の見直し等について、定期的に検討を行っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中央町 3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 渋谷 直樹

(電 話) 0254-28-9644 (課直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新発田市	新潟交通観光バス 株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往17.1km 循環	365日	1,825.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(2) 外回り(リハビリテーショ ン病院前経由)	新発田 駅	リハビリ テーショ ン病院前	新発田 営業所	往16.6km 循環	365日	730.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(3) 内回り(大栄町2丁目経由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往16.9km 循環	365日	1,585.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(4) 内回りリハビリテーショ ン病院前経由)	新発田 駅	リハビリ テーショ ン病院前	新発田 営業所	往17.3km 循環	365日	730.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(5) 外回り(東新町2丁目経由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	往18.1km 循環	245日	245.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(6) 外回り(リハビリテーショ ン病院前経由、緑町経 由なし)	新発田 駅	リハビリ テーショ ン病院前	新発田 営業所	往14.0km 循環	245日	490回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(7) 内回り(城北町ニュータ ウン起点、大栄町2丁目経 由)	城北町 ニュータ ウン	大栄町2 丁目	新発田 駅	往10.9km 復 km	245日	122.5回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(8) 川東コミバス(宮古木村 方面、川東小経由新発田 駅)	新発田 駅	川東小	宮古木 村中	往10.5km 復 km	240日	240.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(9) 川東コミバス(上楠川方 面、川東小経由新発田 駅)	上楠川	川東小	新発田 駅	往8.6km 復 km	240日	283.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(10) 川東コミバス(上楠川方 面、上三光経由新発田 駅)	新発田 駅	上三光	上楠川	往11.8km 復 km	240日	201.5回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(11) 川東コミバス(新発田営業 所、川東小)	新発田 営業所	西姫田	川東小	往7.6km 復 km	240日	120.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(12) 川東コミバス(川東小、上 中江経由新発田営業 所)	新発田 営業所	上中江	川東小	往11.4km 復11.5km	240日	553.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③
		(13) 川東コミバス(新発田駅～ 石喜～新発田営業所 (川東循環))	新発田 駅	石喜	新発田 営業所	往17.6km 循環	240日	240.0回			路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」(補 助対象地域間幹線系統)と新発 田駅前停留所にて近接	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新発田市
-------	------

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	45,522
交通不便地域等	5,683

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
5,683	旧加治川村	過疎地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
新発田市地域公共交通計画	令和6年2月29日	令和6年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付書類（人口集中地区以外の地区が分かる地図、旧加治川村の地図）

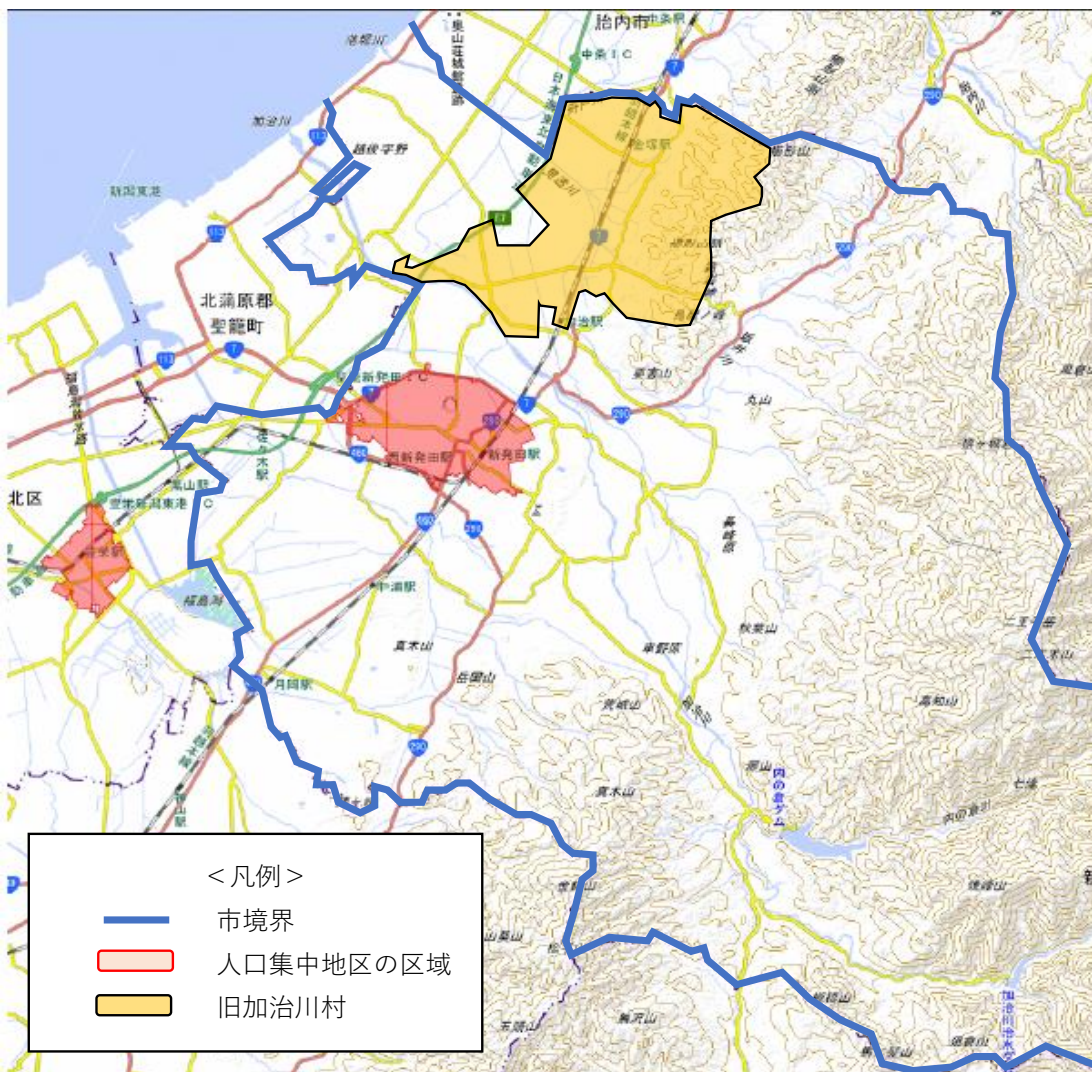


表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内フィーダー系統)

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月
				イ	ロ	ハ		
新発田市	新潟交通観光バス株式会社	1	(8) ～ 川東コミュニティバス (13	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	57	R5.10
		2	()					
		3	()					
		4	()					
		5	()					

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

新発田市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
新発田市地域公共交通計画（本編）P1～18
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
新発田市地域公共交通計画（本編）P19～32、42～44
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
新発田市地域公共交通計画（本編）P49、54～67
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
新発田市地域公共交通計画（本編）P50～53

市街地循環バス 路線図 (愛称：あやめバス)

バス停留所の目印です



新栄町3丁目

新栄町

バスの乗降方法 ～ご注意ください～

車両	入口	整理券	支払	出口
いっすんぼうし号 おやゆびひも号	前方	ありません		
川原コミュニティバス (外回り)	前方 後方	必要 (障害手帳等所持者 不要)	後払い	前方
霞谷・加治コミュニティバス (内回り)	後方	ありません		

市街地循環バス(あやめバス)路線

- 外回り (Blue line) 常に運行するルートです。
- 内回り (Pink line) 常に運行するルートです。
- 外回り (Dashed Blue line) 時刻によって経由しない場合があります。
- 内回り (Dashed Pink line) 時刻によって経由しない場合があります。

外回り (いっすんぼうし号)



青い標記の便は、川東コミュニティバスの車両です。
○印8/13~16及び12/29~1/3は運休



運行日	行き先	(新発田営業所 新発田高校前)	新発田駅	駅前通	中央商店街	中央町	大栄町	大栄町2丁目	御幸町3丁目	御幸町2丁目	住吉町5丁目	農業高校前	リハビリテーション ン病院前	西新発田駅前	イオンモール	住吉町4丁目	隣保館前	住吉町	自動車学校前	新栄町	新栄町3丁目	新栄町2丁目	コモタウン	舟入町2丁目	舟入町	中曽根町	中曽根町1丁目	城北町3丁目	城北町ニュータウン	城北町1丁目	新発田郵便局前	新発田城址公園	西新発田高校前	石川小路	中町	新発田市役所前	カトリック教会前	生涯学習センター前	緑町	東新町2丁目	東新町1丁目	カルチャーセンター入口	ボランティアセンター前	新発田病院	新発田駅	(新発田営業所 新発田高校前)
平日のみ	新発田営業所	6:49	6:55	6:56	6:57	6:58	6:59	-	-	-	あやめ① 申請番号5 系統2540 外回り(東新町2丁目経由)																		38	7:40	7:44	7:45	7:48	7:49	-	-	7:52	7:54	8:00							
○平日のみ	新発田営業所	-	8:17	8:18	8:19	8:20	8:21	-	-	-	8:22	8:25	8:31	8:33	8:34	8:35	8:36	8:37	8:39	8:40	8:41	8:46	8:47	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:53	8:55	-	-	8:57	8:59	9:00	9:02	9:06	9:07	-	-	9:09	9:10	9:11	9:13	9:19	
毎日	循環	8:19	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	8:31	8:32	8:33	あやめ② 申請番号1 系統2545 外回り(大栄町2丁目経由)																		08	9:10	9:14	9:15	-	-	9:17	9:18	9:19	9:21	-							
毎日	新発田営業所	-	9:30	9:31	9:32	9:33	9:34	9:36	9:37	9:38	あやめ③ 申請番号1 系統2536 外回り(大栄町2丁目経由)																		16	10:18	10:22	10:23	-	-	10:25	10:26	10:27	10:29	10:35							
○平日のみ	新発田営業所	-	10:17	10:18	10:19	10:20	10:21	-	-	-	10:22	10:25	10:31	10:33	10:34	10:35	10:36	10:37	10:39	10:40	10:41	10:46	10:47	10:48	10:49	10:50	10:51	10:52	10:53	10:55	-	-	10:57	10:59	11:00	11:02	11:06	11:07	-	-	11:09	11:10	11:11	11:13	11:19	
毎日	循環	11:24	11:30	11:31	11:32	11:33	11:34	11:36	11:37	11:38	あやめ④ 申請番号1 系統2537 外回り(大栄町2丁目経由)																		16	12:18	12:22	12:23	-	-	12:25	12:26	12:27	12:29	-							
毎日	新発田営業所	-	12:40	12:41	12:42	12:43	12:44	12:46	12:47	12:48	あやめ⑤ 申請番号1 系統2536 外回り(大栄町2丁目経由)																		26	13:28	13:32	13:33	-	-	13:35	13:36	13:37	13:39	13:45							
○平日のみ	新発田営業所	-	13:07	13:08	13:09	13:10	13:11	-	-	-	13:12	13:15	13:21	13:23	13:24	13:25	13:26	13:27	13:29	13:30	13:31	13:36	13:37	13:38	13:39	13:40	13:41	13:42	13:43	13:45	-	-	13:47	13:49	13:50	13:52	13:56	13:57	-	-	13:59	14:00	14:01	14:03	14:09	
毎日	新発田営業所	14:29	14:35	14:36	14:37	14:38	14:39	14:41	14:42	14:43	あやめ⑥ 申請番号1 系統2538 外回り(大栄町2丁目経由)																		21	15:23	15:27	15:28	-	-	15:30	15:31	15:32	15:34	15:40							
毎日	循環	16:09	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	-	-	-	あやめ⑦ 申請番号2 系統2533 外回り(リハビリテーション病院前経由)																		01	17:03	17:07	17:08	-	-	17:10	17:11	17:12	17:14	-							
毎日	新発田営業所	-	17:20	17:21	17:22	17:23	17:24	-	-	-	あやめ⑧ 申請番号2 系統2543 外回り(リハビリテーション病院前経由)																		06	18:08	18:10	18:11	-	-	18:13	18:14	18:15	18:17	18:23							
平日のみ	循環	18:48	18:55	18:56	18:57	18:58	18:59	-	-	-	あやめ⑨ 申請番号6 系統2541 外回り(リハビリテーション病院前経由、緑町経由なし)																		41	緑町方面 には経由しません					19:44	-										
平日のみ	新発田営業所	-	19:53	19:54	19:55	19:56	19:57	-	-	-	あやめ⑩ 申請番号6 系統2542 外回り(リハビリテーション病院前経由、緑町経由なし)																		38	緑町方面 には経由しません					20:41	20:47										

「平日のみ」は、月～金曜日運行(祝日、12/31~1/2は運休)

④谷折り

内回り (おやゆびひめ号)



赤い標記の便は、吾谷 加治コミュニティバスの車両です。
◇印8/13~16及び12/29~1/3は運休 ◇印1/1運休



*時刻は、発車予定時刻です。天候や交通状況、乗降数などにより遅れる場合があります。

運行日	行き先	(新発田営業所 新発田高校前)	新発田駅	新発田病院	ボランティアセンター前	カルチャーセンター入口	緑町	生涯学習センター前	カトリック教会前	新発田市役所前	中町	石川小路	西新発田高校前	新発田城址公園	新発田郵便局前	城北町1丁目	城北町ニュータウン	城北町3丁目	中曽根町1丁目	中曽根町	舟入町	舟入町2丁目	コモタウン	新栄町2丁目	新栄町3丁目	新栄町	自動車学校前	住吉町	隣保館前	住吉町4丁目	イオンモール	西新発田駅前	住吉町5丁目	御幸町2丁目	御幸町3丁目	大栄町2丁目	リハビリテーション ン病院前	農業高校前	大栄町	中央町	中央商店街	駅前通	新発田駅	(新発田営業所 新発田高校前)
平日のみ	新発田営業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	あやめ⑪ 申請番号7 系統2539 内回り(城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由)																		41	-	-	7:43	7:45	7:46	7:47	7:48	7:54							
平日のみ	新発田営業所	8:08	8:15	8:16	8:18	8:19	8:21	8:24	8:25	8:27	あやめ⑫ 申請番号3 系統2538 内回り(大栄町2丁目経由)																		08	-	-	9:10	9:12	9:13	9:14	9:15	9:21							
毎日	循環	10:34	10:40	10:41	10:43	10:44	10:46	10:49	10:50	10:52	あやめ⑬ 申請番号4 系統2533 内回り(リハビリテーション病院前経由)																		-	11:31	11:34	11:36	11:37	11:38	11:39	11:40	-							
毎日	新発田営業所	-	11:45	11:46	11:48	11:49	11:51	11:54	11:55	11:57	あやめ⑭ 申請番号4 系統2532 内回り(リハビリテーション病院前経由)																		-	12:36	12:39	12:41	12:42	12:43	12:44	12:45	12:51							
毎日	循環	13:39	13:45	13:46	13:48	13:49	13:51	13:54	13:55	13:57	あやめ⑮ 申請番号3 系統2537 内回り(大栄町2丁目経由)																		40	-	-	14:42	14:43	14:44	14:45	14:46	-							
毎日	新発田営業所	-	14:51	14:52	14:54	14:55	14:57	15:00	15:01	15:03	あやめ⑯ 申請番号3 系統2536 内回り(大栄町2丁目経由)																		46	-	-	15:48	15:49	15:50	15:51	15:52	15:58							
毎日	循環	17:38	17:45	17:46	17:48	17:49	17:51	17:54	17:55	17:57	あやめ⑰ 申請番号3 系統2545(※は2546) 内回り(大栄町2丁目経由)																		35	-	-	18:37	18:38	18:39	18:40	18:41	※							
平日のみ	新発田営業所	-	18:49	18:50	18:52	18:53	18:55	18:58	18:59	19:01	あやめ⑱ 申請番号3 系統2544 内回り(大栄町2丁目経由)																		39	-	-	19:41	19:42	19:43	19:44	19:45	19:51							

「平日のみ」は、月～金曜日運行(祝日、12/31~1/2は運休)

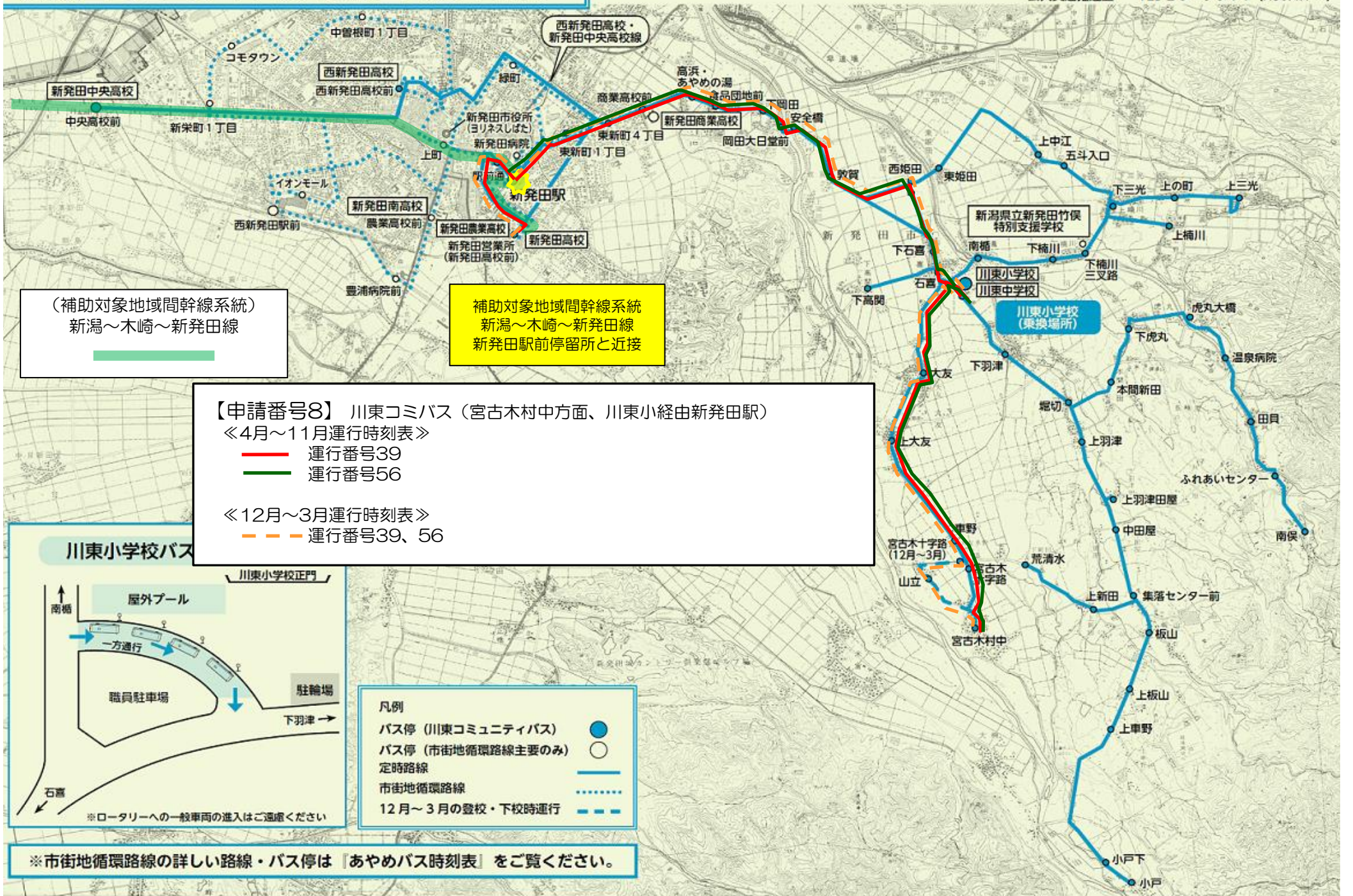
※は、土・日曜日、祝日、12/31~1/2のみ、18:47新発田営業所着

川東コミュニティバス 路線図 平成 30 年 4 月 1 日～

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株新発田営業所
 新発田市 市民まちづくり支援課

公共交通対策係
 公共交通推進室

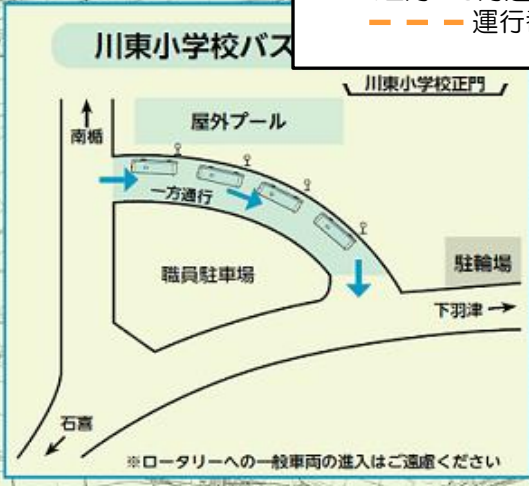
TEL 23-2111
 TEL 28-9640 (～H30.3.31)
 TEL 28-9644 (H30.4.1～)



(補助対象地域間幹線系統)
 新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
 新潟～木崎～新発田線
 新発田駅前停留所と近接

【申請番号8】 川東コミバス (宮古木村中方面、川東小経由新発田駅)
 ≪4月～11月運行時刻表≫
 運行番号39 (Red line)
 運行番号56 (Green line)
 ≪12月～3月運行時刻表≫
 運行番号39、56 (Orange dashed line)



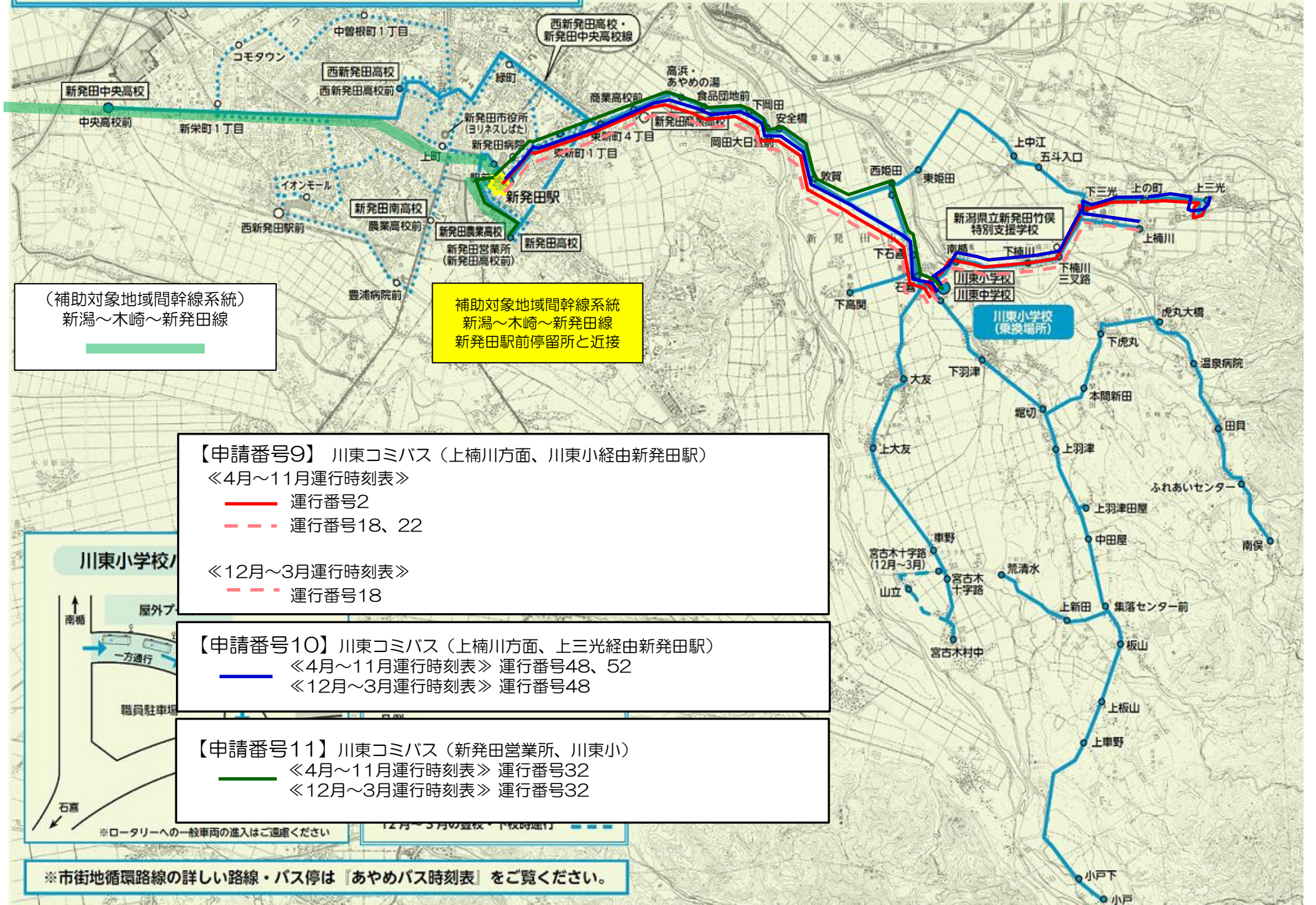
凡例

- バス停 (川東コミュニティバス) ●
- バス停 (市街地循環路線主要のみ) ○
- 定時路線 —
- 市街地循環路線 ……
- 12月～3月の登校・下校時運行 - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

川東コミュニティバス 路線図 平成 30 年 4 月 1 日～

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス 新潟発田営業所 新潟発田市 市民まちづくり支援課 公共交通対策係 公共交通推進室
 TEL 23-2111
 TEL 28-9640 (~H30.3.31)
 TEL 28-9644 (H30.4.1~)



(補助対象地域間幹線系統)
 新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
 新潟～木崎～新発田線
 新発田駅前停留所と近接

【申請番号9】 川東コミバス（上楠川方面、川東小経由新発田駅）
 ≪4月～11月運行時刻表≫
 ー 運行番号2
 - - - 運行番号18、22
 ≪12月～3月運行時刻表≫
 - - - 運行番号18

【申請番号10】 川東コミバス（上楠川方面、上三光経由新発田駅）
 ≪4月～11月運行時刻表≫ 運行番号48、52
 ≪12月～3月運行時刻表≫ 運行番号48

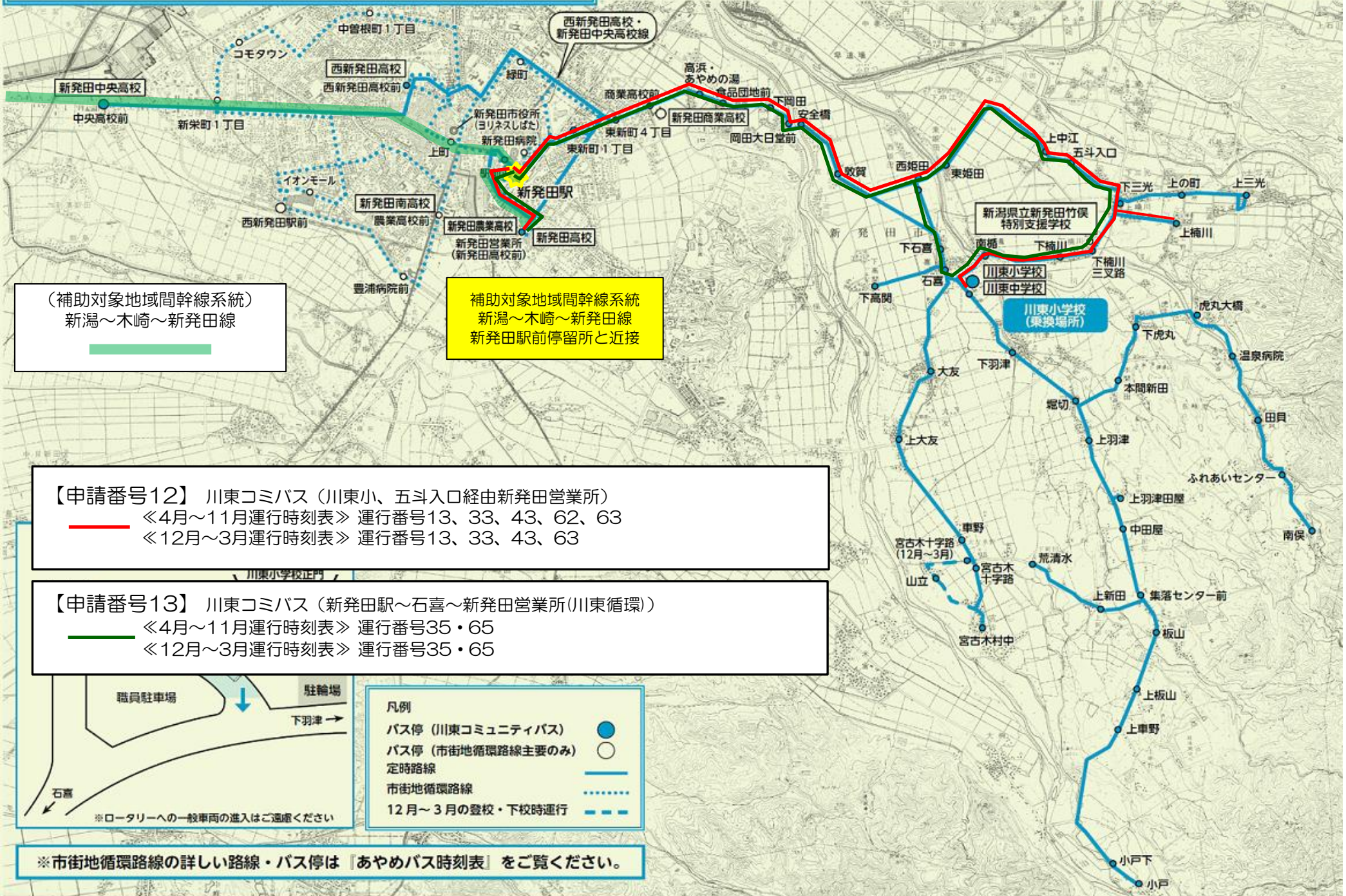
【申請番号11】 川東コミバス（新発田営業所、川東小）
 ≪4月～11月運行時刻表≫ 運行番号32
 ≪12月～3月運行時刻表≫ 運行番号32



※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

川東コミュニティバス 路線図 平成 30 年 4 月 1 日～

【お問い合わせ先】 新潟交通観光バス株式会社新発田営業所
 新発田市 市民まちづくり支援課 公共交通対策係 公共交通推進室
 TEL 23-2111
 TEL 28-9640 (~H30.3.31)
 TEL 28-9644 (H30.4.1~)



(補助対象地域間幹線系統)
 新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統
 新潟～木崎～新発田線
 新発田駅前停留所と近接

【申請番号12】 川東コミバス (川東小、五斗入口経由新発田営業所)
 ≪4月～11月運行時刻表≫ 運行番号13、33、43、62、63
 ≪12月～3月運行時刻表≫ 運行番号13、33、43、63

【申請番号13】 川東コミバス (新発田駅～石喜～新発田営業所(川東循環))
 ≪4月～11月運行時刻表≫ 運行番号35・65
 ≪12月～3月運行時刻表≫ 運行番号35・65



凡例

バス停 (川東コミュニティバス)	●
バス停 (市街地循環路線主要のみ)	○
定時路線	——
市街地循環路線
12月～3月の登校・下校時運行	- - - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

